

## 第3号議案 ふくい若者チャレンジクラブ規約の改正について

### 1 顧問の設置（規約第5条、第6条関係）

現規定では役員を、「会長」「副会長」「地区役員」としているが、新たに「顧問」を設ける。

（改正理由）

顧問を新たに設け、会長経験者のこれまでの経験や知識を当クラブの事業推進に活かしていくため

#### ○規約の新旧対照表

現規定	新規定
<p>（役員の定数および選任）</p> <p>第5条 若チャレクラブには、以下の役員をおく。</p> <p>ア 会長 1名</p> <p>イ 副会長 3名以内</p> <p>ウ 地区役員 16名以内 （地区は、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4地区とする。）</p> <p>2 前項の役員は、第3条第1項のメンバーの中から総会において選任する。</p>	<p>（役員の定数および選任）</p> <p>第5条 若チャレクラブには、以下の役員をおく。</p> <p>ア 会長 1名</p> <p>イ 副会長 3名以内</p> <p>ウ 地区役員 16名以内 （地区は、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4地区とする。）</p> <p>2 前項の役員は、第3条第1項のメンバーの中から総会において選任する。</p> <p><u>3 第1項の役員のほか、若チャレクラブに顧問を置くことができる。</u></p> <p><u>4 顧問は、会長経験者の中から、総会において選任する。</u></p>
<p>（役員の役割）</p> <p>第6条 役員は、次のアからエまでのおりとする。</p> <p>ア 会長は、会務を総括し、若チャレクラブを代表する。</p> <p>イ 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。</p> <p>ウ 役員は、役員会議を構成し、規約に定める事項について審議するとともに、若チャレクラブの事業の企画・運営・助言を行う。</p>	<p>（役員の役割）</p> <p>第6条 役員は、次のアからエまでのおりとする。</p> <p>ア 会長は、会務を総括し、若チャレクラブを代表する。</p> <p>イ 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。</p> <p>ウ 役員は、役員会議を構成し、規約に定める事項について審議するとともに、若チャレクラブの事業の企画・運営・助言を行う。</p> <p><u>エ 顧問は、若チャレクラブの運営に関する事項について、会長の諮問に応じて、助言を行う。</u></p>